

# 新・荒川下流河川敷利用ルール

荒川下流部の河川敷を誰もが安全で快適に利用できるように、この利用ルールをしっかりと守り、また他の利用者への心遣い・譲り合いの心を忘れないようにしましょう。

## × 禁止行為

法律等で禁止されている行為

### ① ゴミの不法投棄は禁止です。

▶根拠法律等：  
河川法第 29 条第 1 項、同法施行令第 16 条の 4 第 1 項第 2 号  
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 5 条第 4 項、同法第 16 条

### ② たき火やゴミの焼却は禁止です。

▶根拠法律等：  
河川法第 29 条第 1 項、同法施行令第 16 条の 4 第 1 項第 1 号

### ③ 犬のノーリードやペットなどのフンの放置は禁止です。

▶根拠法律等：  
(ノーリード)  
動物の愛護及び管理に関する法律第 7 条第 1 項  
東京都動物の愛護及び管理に関する条例第 9 条第 1 号  
埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例第 7 条第 1 号  
(フンの放置)  
河川法第 29 条第 1 項、同法施行令第 16 条の 4 第 1 項第 2 号  
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 5 条第 4 項、同法第 16 条  
東京都動物の愛護及び管理に関する条例第 7 条第 6 号  
埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例第 6 条第 7 号

### ④ 自動車及びオートバイの河川敷への進入は禁止です（管理者の許可がある場合は除く）。

▶根拠法律等：  
河川法第 29 条第 1 項、同法施行令第 16 条の 4 第 1 項第 3 号

## ! 危険・迷惑行為

安全対策や防音対策などがない河川敷で実施した場合、他の利用者や付近住民に危険や迷惑を及ぼす行為

### ① バットやゴルフクラブなどは指定場所以外では使用しない。

### ② バーベキューや煮炊きなどは指定場所以外では行わない。

### ③ ラジコン飛行機(ヘリコプターを含む)は飛ばさない。

### ④ 他の者に迷惑をかける騒音は出さない。

### ⑤ 22時以降は音の出る花火はしない。

危険行為

迷惑行為

## ♡ マナー

### ① 自転車は徐行し、歩行者を優先しましょう。

### ② 河川敷道路に自転車や荷物などを置かないようにしましょう。

### ③ 河川敷道路では、キャッチボールなど通行の妨げとなることはやめましょう。

( )ドローンについても、同様となります。

利用ルールの適用範囲は、河口から笹目橋までの約30km区間です。

## ▶ 緊急用河川敷道路の目的を理解して、かわろう!

### 「緊急用河川敷道路」とは?

荒川の河川敷にある道路は、災害時の救助救命活動や緊急物資輸送を目的に整備された「緊急用河川敷道路」であり、自転車専用の道路ではありません。歩行者やランナー、自転車利用者等様々な河川敷利用者に利用されています。

## ▶ 自転車事故の怖さを知って、かわろう!

自転車は免許が不要で、気軽に趣味やスポーツ等に活用されますが、あくまで「車両」です。交通ルールやマナーを無視した走行が原因で、交通事故の加害者となった場合には、重い賠償責任が問われることもあります。

### 自転車事故の賠償例

- ヘッドフォンで音楽を聴きながら、下り坂をノーブレーキで走行してきた自転車が、歩行者と衝突。歩行者には後遺障害が残った。⇒ 賠償額 344万円 (H17, 大阪地裁)
- 傘をさし、片手運転で歩道のない道路の右側を走行中、歩行者に追突。歩行者に肋骨骨折や他の障害を負わせた。⇒ 賠償額 128万円 (H18, 東京地裁)
- 赤信号を無視したスポーツ用自転車が、横断歩道を横断中の歩行者に衝突。歩行者は5日後に脳挫傷で死亡した。⇒ 賠償額4700万円 (H26, 東京地裁)